

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和3年6月21日（月）午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 佐 藤 周 君	2 番 仲 田 佳 正 君
3 番 篠 原 峰 子 君	4 番 杉 本 一 彦 君
5 番 杉 本 憲 也 君	6 番 鈴 木 絢 子 君

○出席議員 5名

議 長 佐 山 正 君	議 員 佐 藤 龍 彦 君
議 員 重 岡 秀 子 君	〃 四 宮 和 彦 君
〃 長 沢 正 君	

○説明のため出席した者 12名

副 市 長	中 村 一 人 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	稲 葉 祐 人 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 教 育 指 導 課 長	多 田 真由美 君
同 幼 児 教 育 課 長	稲 葉 育 子 君
同 生 涯 学 習 課 長	杉 山 宏 生 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	係 長 鈴 木 綾 子
主 事 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 2 市議第5号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

○会議の経過概要

○委員長（杉本一彦君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第3号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）よろしくお願いします。まず、議案参考書81ページ、82ページにかけてになるが、今回、大幅な改正ということで経過措置が設けられることとなっていることから、恐らく多くの事業所が対応を迫られるというような大改革になるんじゃないかということもあるけれども、具体的に今回の改正により対応を迫られる事業所というのはどの程度になるのか、まずそこを教えてほしい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）今回の改正において対応が必要となる事業所数についてである。まず、条例で言うと第1条改正の部分、居宅介護支援については35事業所が対象となっている。次に、条例で言うと2条改正部分と3条改正部分である。こちらは地域密着型サービス、また介護予防地域密着型サービスであるが、こちらは市内に今、全部で38事業所がある。最後に、第4条改正部分の介護予防支援事業所については、市内で5事業所がある。以上、計78事業所が今回の改正で対象となる範囲の事業所である。

○5番（杉本憲也君）かなり多くの事業所が変更することになるかなと思うけれども、そこで、少し細かい部分をお伺いしていく。まず、81ページ、最後、(3)のウがあり、まず、認知症に係る基礎的な研修の受講を義務づけということになるけれども、この場合、この研修の実施主体は誰になるのかということ。また、現在どのような頻度や方法で実施されているのかということと、研修費用は誰の負担になっているのかということをお願い。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）実施主体は都道府県、または政令指定都市となっているので、伊東市の事業所の場合は静岡県の方で行うことになっており、現状、静岡県介護福祉士会に

委託し、認知症介護基礎研修として1日間実施しておるところである。費用負担については、事業所のほうで対応するという事になっている。

○5番（杉本憲也君）今、これは事業所負担になってるということだけれども、コロナ禍においても経営がかなり圧迫されているというような状況も伺っている中で、この後にいろいろ対応が必要なものもあるけれども、市として、こういった費用面であるとかのサポートは今後行っていく予定はあるのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）今回の改正にも関わる部分で、同時期に報酬改定も行われ、そういう面でコロナに対する費用増等とか、そういった面を見ているので、市としてそれに加えての費用助成等は現状検討していない。

○5番（杉本憲也君）報酬改定があるということだけれども、日々、現場にいらっしゃる方等は過酷な労働条件にあたりするわけで、小さい事業所によってはかなり経営も苦しいというような話も聞いている。制度は国全体で変わるものとはいえ、市が条例で変えるものであれば市としてしっかり、事業所に過度な負担にならないようにということと、そのしわ寄せが利用者の方に行かないように、働いている方に行かないようにということは目を光らせていただいて、サポートをお願いしたいと思う。

そのサポートという面で言うと、84ページになるが、今回、様々な共通した改正になるので、ちょっと代表してこちらを取り上げさせていただくが、第2条第5項において、虐待防止等の必要な措置を講じるとか、必要な体制の整備とか、事業者に対する検証を実施する等の措置というのが新たに定められるわけだけれども、こちらは伊東市としてどういった程度のもので定めるというのは、事業所の皆さんはなかなか分かりにくいと思う。市としてこういう定めをするのであれば、ある程度ガイドライン的なものを定めたり、このレベルまでは最低限措置として行ってほしいというサポートはされるのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）今回の省令改正については、従前でもそうだけれども、国においてこの省令の解釈通知等が出ているところであり、全国的にこの省令に対する対応ということで発出されてくるところである。なので、そういった解釈通知や、Q&Aなど、そういったところの情報提供をして、適切に対応できるよう市からも周知を図っていくところである。

○5番（杉本憲也君）こちら専門的な知識の職員の方——特に事業継続計画などは携わってこなかった方も多いかと思うので、急に作れと言われても困ってしまうので、事業所から相談があったりとか、市からどうかということで積極的に働きかけをしてと。経過措置が終わったときには全事業所が整備されていてと。万が一のときに役に立たせる規定で、作ることが目的ではないので、その部分もしっかりと周知していただきたいと思う。

もう一つお伺いをするが、例えば87ページの第23条の2とか、議案参考書の91ページ

の第33条第3項などは、感染症の予防や蔓延防止措置を講じることというのも新たに定められたけれども、この措置に伴い、新たに設備投資が必要になった場合、事業所に対して、何か利用できるような補助制度とか、支援とかは市として取り組まれるのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こちらの介護保険におけるコロナなど感染症に対応する費用等についてであるが、まず1つには、先ほど申し上げた報酬改定でこういったコロナ対応の部分も見られているということ。それから、例えば特別養護老人ホームなどで、陰圧室などを設けるなどのコロナへの設備対応については、県などの補助金もあるので、そういったことについては、県から通知があり次第、事業所に対して周知して、必要に応じて利用申請をしていただいているところである。

○**5番**（杉本憲也君）必要なこととはいえ、過度に事業所の負担にならないような形で、常に目を向けていただいてサポートしていただきたいと思う。

もう一つ、121ページになるが、今回大きな改正の一つじゃないかと思うのが、ユニットの上限が緩和されるということになる。概ね10人以下だったものが15人までオーケーということになるかと思うけれども、ただし、121ページの（ウ）を見ていただくと、床面積が10.65平方メートル以上とすることということで、面積は変わってないのかなと思う。コロナ禍において、非常に密になることを避けたりしなければいけない状況の中で、ぱっとこれを見ると、非常に密集するようなイメージを私は持つてしまうけれども、そういった意味で、コロナ禍においてこの改正は適正と言えるのかどうか。市としてどう思われているのか。また、定員が増えるということは、1人で見なければいけない人数が増えたりで、人材の確保というものが急務になるかと思うけれども、こういった人材の確保面でのサポートというのは市としてどのように考えているか教えてほしい。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、面積の件である。こちらはユニット型の施設ということで、あくまで個室で、そのご本人の方が使われる部屋ということなので、原則的には面積が変わらなくても密になるという状況は避けられるかと思う。ただ、もし今後、ユニットの定員を増やした場合、共同生活室——談話室のようなところについては、しかるべく密を避ける程度の面積が必要になってくると思われる。それから、もし定員を増やした場合の従業者への対応についてであるが、こちらは伊東市では介護職員の生活支援サービスの研修なども行っており、そこからさらに、介護職員の初任者研修、それから介護福祉士への取得につなげるなど、そういったサポートは行っているところである。なお、現状、この改正の対象になるのが、福祉施設種別で言うと、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通称で言うとミニ特養と言うけれども、こちらは市内に1か所となっており、現状、伊東市の計画上ではこの定員を増やすということを予定していないので、当面の間、この改正で定員が増えるという状況は生じない

と考えている。

- 5番（杉本憲也君）面積については分かったが、人数が増える可能性があるというところは、このコロナ禍においても慎重に見ていただきながら、やはり働いていらっしゃる方、利用されている方を一番に寄り添った介護行政を行っていただきたいと思う。
- 1番（佐藤 周君）お伺いする。議場での説明の中で、これだけボリュームのある改正で、4つに分けて説明いただいた中で、台風、コロナ、災害に対する対応、業務改善、効率化、自立支援というのは、説明いただいた中で、実際、特に台風、コロナの対応で、災害時などの業務継続計画策定を義務づけると。文章で書くと1行だけれども、その計画は相当なボリュームなのかと思う。その現場の対応といったものを考えたときに、これを各事業所——先ほど70以上の対象の事業所があるという説明をされていて、県のほうで研修をしますよと。県側の指導、監督——要は運用がきちんとされてくるという部分のところのフォローがすごく大事だと思う中で、具体的に市内の事業所に対して、どこの出先機関がやるのかというところを教えてくださいなと思う。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）今回の改正の対象になっている、先ほど申し上げた78事業所だけれども、こちらは市が指定権限を持っているので、そういった指導といった面は市が主体的に行っていくというところである。それで、実際の指導という面だけれども、もちろん通常、電話や窓口での相談等には対応しているところであるけれども、それ以外に、最低でも2年から3年に1回は各事業所を実地で訪問して、その中で、今回の改正部分だけでなく、従前からの運用的な部分、そういったところも書類やヒアリングなどで確認して、必要に応じて運営基準が満たされていないなどといったことがある場合には、文書による指導を行っているところである。
- 1番（佐藤 周君）そうすると、いわゆる窓口とすると、高齢者福祉課が所管して、それ以外の出先はないということでしょうか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）あくまで今回の改正部分の、もう一度申し上げますと居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、それから地域密着型サービス事業所については、市の指定権限なので、市のほうで第一義的に関わっていくということになる。ただ、ちなみに、それ以外の特別養護老人ホームとか、介護老人保健施設、それから地域密着型サービス以外の居宅サービス、いわゆるヘルパーさんの訪問介護サービスであるとか、通所介護サービスであるとか、そういったものについては県の指定となっているので、実地指導においても県が伊東市の事業所についても行っているところである。こちらについては、伊東市でも特に必要と考えられる場合は県の実地指導に同行して、こちらの立場としては、保険者としての立場で必要に応じて書類等を確認、それからヒアリング等を行って、適切に介護給付が執行されているかというこ

とで確認をさせていただいている。

○1番（佐藤 周君）ありがとうございます。いずれにしても、先ほど杉本委員からもお話があったとおり、運用まできちとなされることが大変重要なところなので、こういうものに対して現場の運用がそれぞれ進むようにご指導をよろしくお願いする。

○5番（杉本憲也君）1点聞き忘れがあったので伺うが、先ほども質疑したが、議案参考書の87ページに事業継続計画の策定と研修、訓練等があるが、代表でこのページで伺うが、定期的に見直しをしなければならない、定期的に研修や訓練を実施しなければならないという形で条例が記載されているが、伊東市で考える定期的とは、少なくともどれぐらいの頻度で行うことを想定しているのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）定期的の頻度であるが、現状、例えば明確にどのぐらいのスパンとは考えていない。ただ、先ほど申し上げたとおり、実地指導のタイミングはおおむね2年から3年に1回あり、その範囲で必ず計画を見ることになる。その際に適宜適切に計画が策定されているか、または、状況が変化してそれに沿わないものになっていないかは確認して指導するので、そのスパンでは最低限現状の計画を改めて確認して、適切に時宜に合う計画を策定するように指導していくこととなると考えている。

○5番（杉本憲也君）今の答弁によると、期間としては二、三年に1度訪問してやることがあるので、研修にしろ、こういった計画の見直しにしろ、二、三年に1回は見直しを実施してほしいという認識でよいか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）計画の策定については、おおむねそのようなスパンでよいと思う。ただ、研修の実施については、これは内部的な研修も含むと思うが、感染症の蔓延に限らず、虐待、身体拘束は常に内部で職員に対して研修を行っていくことは従前から定められているので、原則的には2年か3年に一遍でいいということではなく、毎年職員に対して周知を行っている状況が必要と考えている。指導の際も、この場合の定期的で言うと、毎年職員に対して指導が行われているか、研修が行われているかは必ず確認している。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第3号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第5号 伊東市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（篠原峰子君）富戸小学校の給食を伊東市学校給食センターに送ることで、富戸小学校に従事していた職員はそのまま給食センターに異動することになるのか、就業関係について教えていただきたい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）現在、富戸小学校の調理関係の職員は、栄養士が1名、施設職員が1名、再任用が1名、計3名で調理を中心に賄っている。今後、富戸小が受配校になった場合は、そこでは委託業者が全て行うので、他の学校及び施設等へ配置になる予定となっている。

○5番（杉本憲也君）まず議案についてであるが、富戸小学校は今までも地産地消の取組を非常にされていることを伺っているが、現在、富戸小学校に納入している地元の農産物や水産物の生産者はどの程度いるのか。また、この方々は給食センターに移行になった後、どのようなことになるのか。また、給食センターに移行するのであれば、移行の手続についてのサポート等をする予定があるのかを伺いたい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）現在、富戸小学校に地産地消という形で納入している事業所は個人を含めて6事業所ある。その中で大きなところで、あいら伊豆、漁協は、魚なり、いろいろな農産物を納入しているので、富戸小が受配校になったとしても、学校給食センターにその分、数が移行する形になる。また、個人の農家も富戸小に入れているが、この方は八幡野小にも同じように農作物を納入しているので、そちらでその部分を使っていた話に今なっている。また、大室温泉がやっているフリルレタスはほかのセンターなり、学校給食センターなりでそのものを仕入れる話にもなっているので、富戸小が受配校になったとしても、今まで提供していた分はほかのところに納入する形で今進めている。

○5番（杉本憲也君）事業所については、ほかの行き先を考えていただいて大変ありがたいと思うが、一方、子供たちの食育の観点から言うと、今まで生産者が直接富戸小学校に納入していたこともあり、生産者と子供たちの距離が近かったものが、今回、給食センターに移行することによって、直接、生産者と子供たちの触れ合いの時間が少なくなってしまう印象も受ける。富戸小学校で行っていた食育の取組、例えば毎月23日のふじのくに地産地消の日になんだふるさと給食の取組といった生産者と子供たちとをつなげる取組は今後どうなっていくのか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）今、委員がおっしゃったように、食育の関係については市としても重要な事業であると認識している。その中で、栄養士が中心となって学校に必ず定期的に行く形を取るのも、それと合わせて、その中で生産者も行ってもらう等、いろいろな形で今後も取組を推進していくような形を考えている。

○**5番**（杉本憲也君）ぜひ、いい取組は引き続き給食センターに移ってもお願いしたいと思う。

もう一つ、給食センターに統合されることにより給食費の徴収方法に変更があるのか。あるのであれば、保護者への周知はどうなっているのか。また、アレルギー食への対応は、富戸小学校の自校調理から給食センターに移行することによって何か変わるのか。

もう1点、最後、調理室や調理設備がこの移行によって空くと思うが、そちらは今後どのように使ったり整備する予定になっているのか。

以上3点を伺いたいと思う。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）まず、給食費の徴収については、学校給食センターの受配校になることで、学校で集金したお金は市の口座に入れてもらう形に今後はなる。

アレルギー食への対応は、伊東市内において全て決まりを持って、伊東市学校給食における食物アレルギー対応方針等に基づいて対応を行っており、富戸小でやられていたアレルギー対応と学校給食センターの対応は一緒なので、対応は基本的に変わることはない。富戸小で現在アレルギーを持っている子供の個人の管理表をそのまま学校給食センターに栄養士が移管して、引継ぎを行う形になる。

また、調理設備については、まだ単独調理場や共同調理場等で使っているものが、ほかのところは古くて富戸小のものが新しいということであつたら、そこを確認に行きながら移設を行ったり、富戸小のものをを使うこともこれから検討していく。

給食費の保護者への周知方法については学校からの便り等で周知をすることとなっている。

○**5番**（杉本憲也君）アレルギー食対応については変わらないということであるが、変化があるとき、誰かに引き継がれるときはミスが多くなるので、万が一のことが絶対あつてはならない部分だと思うので2重にも3重にもチェックして漏れがないようにお願いしたい。

もう一つ、給食費の徴収は学校で集めたものを市の口座にということであるが、現状は学校に子供たちがお金を持ってきて徴収しているスタイルであるが、今後もそのスタイルは変わらないのか。給食センターは口座振替の話もあるが、このあたりはいかがか。

○**教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）今、委員がおっしゃった件は、今後いろいろな形を考えていく必要はあると思っているが、学校によっては引き落としをしているところもあるが、富戸小については、そのまま持ってきて集めたものを市の口座にとなるの

で、それも併せて、今後、学校ともいろいろ協議しながら進めていきたいと思う。

○5番（杉本憲也君）給食費の徴収については、教員の負担軽減の観点、子供たちの安全の観点から極力口座振替、直接学校で受け渡しをしないスタイルにしていくべきだと思うので、ぜひそこは早急に対応していただきたいと思う。

○2番（仲田佳正君）1点だけ伺いたいのが、給食を搬入するときの通り道は、違っていたら訂正願いたい、富戸小は正面に正門があると思う。正門から行くと児童玄関前を通る形になると思うが、その辺のルートはどうなっているのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今回、富戸小が受配校になることに伴い、富戸小については、まず、給食センターから最初に大池小学校に寄って大池小の分を降ろして、その後、富戸小に運ぶことになる。今委員がおっしゃったところについては、正門から入り児童玄関前を通り、その奥に給食室があるので、配送車が入るためのプラットフォームを整備しているので、そこで荷を降ろして給食室へ持っていく形になる。

○2番（仲田佳正君）今答弁があったように、児童玄関前を通るのでその辺の安全だけは確認して、できるだけ問題がないように願います。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第5号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第7号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第2号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。

第3款民生費について質疑を行う。事項別明細書は7ページ及び8ページである。発言を許す。

○3番（篠原峰子君）子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、給付金の予算が4,130万円であるが、子供1人につき5万円ということは、単純に5で割って826人分となるが、こ

この対象になる世帯は、基本は非課税の世帯の子供の数であるが、それ以外のコロナ禍で急激に収入が減った世帯も含まれるということである。現時点で児童手当を受けている非課税の世帯を把握していると思うが、今把握している分の数을上げているのか、それともこのプラスということ考えているのかを伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君） 予算上の4, 130万円で計算して、委員が言うとおりの、子供の数は826人を想定して算定している。この数は、児童手当の受給者数の実績から算式を国のほうでつくり、取りあえず予算上は国の算定式に当てはめた数字を計上することで826人が出てきている。実際のところでは、今回の給付金の対象者は令和3年4月分の児童手当の受給者でかつ非課税の者が対象になるが、4月分の児童手当の受給者数が伊東市で今3,095人いる。その数と、伊東市で住民税均等割の非課税者数が2万2,000件あるが、そこを突合して対象者を抽出するものである。

○**3番**（篠原峰子君） 分かった。そうすると、支給はいつになるのかと、広告料は新聞ということを知ったが、掲載がいつになるのかが分かっていたら教えてもらいたい。それから、周知方法として新聞以外に何かあるのかも併せて伺いたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君） まずスケジュールは、現在の支給は、国の正式通知が来たのが5月28日で、そこから現在も作業中で、まずは児童手当とか特別児童扶養手当の対象者から非課税の者を抽出するというので、その抽出された方に対してまず通知を送る。その日程は、6月25日に通知を発送する準備をしている。その後、ある一定期間、これは今までひとり親の給付金でもあったが、辞退する方には知らせてもらう形で行うので、その間10日間ぐらい期間を置き、辞退がなければ対象者が決定する。そこから支給手続をして、支給の日程は7月16日あたりをめどに支給の手続をしている。

その他、児童手当とか特別児童扶養手当にかからない申請が必要な方が一部、例えば家計が急変した方とか、児童手当は15歳までしかもらっていないので、16歳以上の高校生の年代は市のほうで情報を持っていないので申請が必要になる。その方々に対して周知を図っていくが、特にまだ具体的な日程は決まっていないが、今も児童手当の現況届の手続や、8月には児童扶養手当の現況届の手続が市役所の中で行われる。その際に個別に案内するとともに、報道機関とか広報という、あとホームページ、ホームページは既に載せているが、そのような形で周知を図っていく。先ほど述べたとおり、高校生の年代は市のほうで情報を把握していないので、県立高校については県の教育委員会が個別に高校生に対して通知を行う予定になっている。

○**3番**（篠原峰子君） そうすると、新聞の掲載日はまだ決まっていないのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君） 新聞の掲載についても速やかに行いたいと思うが、今回のその他世帯分とその前のひとり親世帯分の給付金が密接に関係しており、基本的に重複することは

できないので、ひとり親世帯分と今回の補正で上げたその他世帯分と調整をうまく図りながら、新聞掲載を7月、8月ぐらいのなるべく早い時期に掲載していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）まず、給付対象の基準日は恐らく令和3年4月に児童手当を受給されていた方になるが、これはたしか子供1人に対して5万円という形になるが、基準日後とか、申請が必要な方が申請した後、申請対象の方の子供が生まれたり、逆に亡くなった場合の取扱いはどうなっているのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）今回の給付金の対象者は、基本的に令和3年3月31日時点で18歳未満の児童、障がい児の場合には20歳未満という規定があるが、令和3年度で18歳に対する、障がい児は20歳に達する子というその時点で一旦判断する。4月以降令和4年2月28日までに生まれた子はこの給付金の対象となる。例えば、今回4月分の受給者として確定して7月半ばに払い、その後に子供がまた1人生まれた場合には再度新生児に対して給付することになる。仮に亡くなった場合にはそのまま確定しているので、特に返還はない。

○5番（杉本憲也君）4月以降に生まれた子供は2月28日まで、これは厚生労働省の通知でそうってはいるが、この事務は自治事務になるのか、法定受託事務になるのか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）自治事務になる。

○5番（杉本憲也君）自治事務ということは、実施主体は、恐らく補助金の関係もあると思うが、子育て支援を充実化させていくという市の方針がある中で、年度末ぎりぎりではなくて1か月前の国の基準に絞ってしまった、要するに3月1日から3月31日までに生まれた子供に対しては支給されないというのは、これは前の特別定額給付金の際にも私は言っているが、寄り添う姿勢があるのであれば、伊東市として独自策として3月末日まで対象とすべきではないかと思うが、ここを2月28日までに絞ったのはどういう理由か。

○子育て支援課長（石井弘樹君）この給付金は国の補助制度を活用する中で、年度中に終了するものになっている。その中で、児童手当は生まれた翌月から対象者となるので、2月末に生まれた人が3月に対象者になる。申請自体が2月末日となっているが、例えば2月末に生まれて、児童手当の手続が3月に及ぶような場合には、その辺は柔軟な対応をすることになっているので、例えば3月に生まれた子供の児童手当の対象は4月で年度を超えてしまうが、手続上は2月末ぎりぎりに生まれても申請自体は柔軟な対応をして、3月末までに払えるような体制が取れるならば、その辺は柔軟に対応していきたいと思っている。

○5番（杉本憲也君）理由は分かったが、伊東市独自の施策として、3月に生まれた子供に対しても何かしらの手当をぜひ検討いただければと思うのでよろしくお願いします。

給付金に関して、課税の対象になったり差押えの対象になるのかということ、また、申請が必要な方については、現時点で申請があってから入金完了までにどれぐらいの標準処理期間を

想定しているのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）支給対象となった場合の差押えの関係は、新たに令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律というものができ、差押えはできないものになっている。申請後、極力速やかに支払いをしたいと考えているが、最低2週間から3週間ぐらいはかかってしまうと思っている。

○**5番**（杉本憲也君）困っている方への給付なので、二、三週間ということであるが、より早く支給できるようにシステムの改善をしてもらいたい。

今回、児童福祉システム改修委託料が計上されているが、システム改修の具体的な内容はこういったものかということと、この予算の積算根拠と委託先はどういった団体になるのかを教えてください。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）システムの主な改修内容は、今回、児童手当、特別児童扶養手当、税情報、その前に行った本給付金のひとり親世帯分を全て突合して対象者を絞る。重複支給ができないため突合して支給するものになっているので、主な改修内容は、それぞれの手当との突合作業である。委託先は、本児童福祉総合システムの受託業者にお願いして実施する予定である。

○**5番**（杉本憲也君）突合する作業の改修をすることで理解した。

最後に1件何が、今回申請をして受給する方に家計急変の方がいると思う。具体的に直近で収入が減収した世帯の扱いになると思うが、具体的にどういった場合、どういったケースの方が直近で収入が減収した世帯になるのか、数字も併せて教えてもらいたい。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）いわゆる家計急変者というような形で私どもは処理しているが、家計急変者については、令和2年の収入については今回の令和3年度の課税に反映されていることから、そこが非課税か否かになる。その他、令和3年1月以降に家計が急変して、住民税均等割が非課税並みに減少した方が対象になる。具体的な数字は扶養人数等によって変わってくるが、一般的には夫婦と子供1人で188万円程度ということになる。

○**5番**（杉本憲也君）今コロナ禍で非常に急変する方も多く、この188万円と言われても、具体的に1か月でどうなのかとか、年間に換算するとどうなのかが分かりにくいと思う。課税部門の話になるかもしれないが、担当課として、しっかりこのあたりは申請できるという窓口を広げる意味でも、分かりやすい説明で周知を図っていただきたい。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第7号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定すること
に賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和3年6月21日（月）午前10時50分（会議時間50分）

以上の記録を認める。

令和3年6月21日

委員長 杉 本 一 彦